◇国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部を改正する政令（政令第一二五号）

（厚生労働省）

一　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正関係

1　国民健康保険法第七三条第一項の規定により毎年度国が被用者保険等保険者である組合に対して補助する額並びに組合特定被保険者（指定組合特定被保険者を除く。）に係る同条第二項に規定する特定給付額及び特定納付費用額に係る特定割合を見直すこととした。（第五条関係）

2　病床転換支援金等を納付する組合の事務費負担金及び療養給付費等補助金の期限並びに病床転換支援金等を納付する都道府県の療養給付費等負担金等の特例の期限を令和六年三月三一日から令和八年三月三一日まで延長することとした。（附則第一三条及び第一四条関係）

二　前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正関係

1　負担調整基準率に係る概算負担調整基準率に係る特別概算負担調整基準超過保険者の割合及び特別負担調整基準超過保険者の割合に関する事項

㈠　前期高齢者納付金の額の算定に係る負担調整に関し、前期高齢者納付金の実質的負担額が法定給付費や前期高齢者納付金等各保険者の義務的支出の合計額に比して著しく過大となる部分を算定する際の基準となる特別概算負担調整基準超過保険者の割合を一〇〇分の一一・一〇とすることとした。（第一条の七関係）

2　病床転換助成事業の期限を令和六年三月三一日から令和八年三月三一日まで延長することとした。（附則第五条及び第八条の二関係）

三　施行期日等

1　経過措置

この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項関係）

2　施行期日

この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇令和六年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令（政令第一二六号）（厚生労働省）

1　令和六年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を次のとおり定めることとした。

㈠　調整対象給付費見込額に係る率

前期高齢者給付費等が著しく高い保険者について前期高齢者加入率による調整の対象から除外する部分を算定する際の基準となる率を一〇〇分の一五八とすること。（第一条関係）

㈡　前期高齢者加入率の下限割合

前期高齢者加入率が全国平均よりも著しく低い保険者の前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の算定に係る前期高齢者加入率の下限となる割合を一〇〇分の一とすること。（第二条関係）

㈢　負担調整基準率

前期高齢者納付金の額の算定に係る負担調整に関し、前期高齢者納付金の実質的負担額が法定給付費や前期高齢者納付金等各保険者の義務的支出の合計額に比して著しく過大となる部分を算定する際の基準となる率を一〇〇分の五三・四八七とすること。（第三条関係）

㈣　特別負担調整基準率

前期高齢者納付金の額の算定に係る負担調整に関し、前期高齢者納付金の実質的負担額が法定給付費や前期高齢者納付金等各保険者の義務的支出の合計額に比して著しく過大となる部分を算定する際の基準となる率を一〇〇分の四七・一一五〇四とすること。（第四条関係）

2　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇国民年金法施行令等の一部を改正する政令（政令第一二七号）（厚生労働省）

一　国民年金法施行令の一部改正関係

1　二〇歳前に発した傷病による障害に係る障害基礎年金と他の公的年金との併給限度額を改定することとした。（第五条の二関係）

2　令和六年度における国民年金の保険料の追納に関する加算率等を改定することとした。（第一〇条第一項関係）

二　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正関係

令和六年度における国民年金法による老齢福祉年金の一部支給停止額等を改定することとした。（第五二条第二項、第九四条、第一一七条及び第一三六条第一項関係）

三　国民年金法による改定率の改定等に関する政令の一部改正関係

令和六年度における国民年金法に規定する改定率及び保険料改定率、厚生年金保険法に規定する再評価率、国民年金法等の一部を改正する法律に規定する従前額改定率等を改定することとした。（第一条、第二条及び第四条～第六条関係）

四　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令の一部改正関係

令和六年度に支払われる時効特例給付に係る保険給付遅延特別加算金及び給付遅延特別加算金の額の計算に用いる加算率を改定することとした。（附則別表及び別表関係）

五　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二条～第七条関係）

六　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令及び恩給法等の一部を改正する法律附則第十四条の二第一項の年金たる給付等を定める政令の一部を改正する政令（政令第一二八号）（総務省）

一　恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部改正関係

1　令和六年度における恩給改定率を一・〇二七とすることとした。（第一条関係）

2　扶助料等の年額に係る加算額に加算する額を定めることとした。（第二条関係）

二　恩給法等の一部を改正する法律附則第十四条の二第一項の年金たる給付等を定める政令の一部改正関係

寡婦加算の調整に関する基準額を八二万円に引き上げることとした。（第二条関係）

三　施行期日

この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇国家公務員共済組合法施行令及び令和五年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令（政令第一二九号）（財務省）

1　国家公務員共済組合法施行令（昭和三三年政令第二〇七号）について、国家公務員共済組合連合会における業務上の余裕金の運用方法を追加するとともに、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第九六号）及び全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三一号）の施行等に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（第一条関係）

2　令和五年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令（平成二八年政令第一三〇号）について、令和六年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定を行うこととした。（第二条関係）

3　1及び2について、所要の経過措置を設けることとした。（附則第二項及び第三項関係）

4　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（政令第一三〇号）（総務省）

1　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三七年政令第三五二号）について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第九六号）及び全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構